

議会運営委員会記録

1 日 時 平成29年9月20日（水曜日）

開 会 午後 1時 19分

閉 会 午後 2時 3分

2 場 所 議会会議室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 舍 川 智 也

// 江 西 照 康

// 成 田 光 雄

// 横 野 昭

// 村 石 篤

// 高 田 重 信

// 村 家 博

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中田 貴保
事務局次長	岡地 聡
庶務課長	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課主幹	坂口 輝之
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主任	金井 沙織

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（3名）について諮る
…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に成田委員、横野委員を指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
初めに、協議事項の1番目、本委員会に付託されました請願の審査を行います。
平成29年分請願第12号
「議会改革の推進に関する請願」
を議題といたします。
請願文書表は、お手元に配付のとおりであります。
まず、事務局に請願文を朗読させます。

事務局 〔請願文を朗読〕

委員長 それでは、本請願について、御意見はありませんか。

高田委員

文書の中の文言であるとか、そういったことについてお聞きしたいと言いますか、自分の考えを述べさせていただきたいと思います。まず、1)の中にあります、「強い決意を表すことができます。この機会を見逃す手はありません。富山市と同じ中核市では48市中31市が制定済です」—この48市と31市については、その数字でいいのですが、では、そのことによる成果なり、実効性というものが、もっとしっかりと、この中でうたわれるべきだったのではないかと思っております。ただ48市中31市で制定されているだけであるとしたら、捉えられないと思っております。次に裏面にいきまして、2行目に「長期目標（4年以内）」という分類に入っていた」とあるのですが、先般、議会改革検討調査会の資料を見せてもらいますと、「長期的課題」の中に分類されていて、4年以内という言葉は使われていなかったと思うのです。こうした言葉がどうして出てきたのか、そして、議会改革検討調査会では、長期的課題という形では分類されていたけれども、現実的には、今、勉強会も進められているし、いろいろな意見交換も行っていると伺っております。それと、議員さん個人から云々とあって、「多くの市民が会派を問わず気

軽に、人目を気にせず参加できます」とありますが、この文言が、どういうことを指しているのか、誰に対して人目を気にするのかというところが、よく理解できないこととあります。最後になりますが、「他府県を御参考に、より早期の実現」—これだけ大きな改革を進めていく上で、議会全体が動いていく中では、あまり急ぐべきではなく、合意を得ながら、しっかりとしたフレームなど、議会改革の素案をつくっていくべきであると思っておりますので、そうした会派としての意見を述べさせていただきます。

江西委員

私は議会改革検討調査会の副座長をしております。今回のこの請願は、市民の皆さんが関心を持って提出されたものであって、大変素晴らしいことだと思いますが、紹介議員に、議会改革検討調査会のメンバーが4名含まれております。この中には、村石委員も含まれておりますので、きっと、村石委員も相談にのっておられて提出されたものだと思いますので、若干質問をさせていただきたいと思います。最初の部分で、「議会改革検討調査会では、「条例を制定するかどうか結論を出さなかった」と報道された」とありますので、この請願人の方

は、ニュースでこれを見られたのかなと思うわけですが、請願文書表の裏面には一先ほども出てきましたが、上から2行目に、「長期目標（4年以内）」という分類に入っていたので、早期の実現をお願いいたします」というふうに記載をされております。これは、7月19日の議会改革検討調査会で、便宜的に整理をしたものとして事務局に配ってもらったものをごらんになったのかなというふうに思うわけです。もし村石委員が、直接相談を受けているのであれば、その辺の背景はいかがですか。そういった御相談にはのっておられませんか。

村石委員 その「長期目標（4年以内）」ということについては、具体的に相談は受けていません。

江西委員 わかりました。大切なことですし、請願人に対して失礼なことがあってはならないと思うものですから、いろいろと確認をさせてください。この中で、「議会の憲法と呼ばれています」とあります。議会の憲法と呼ばれているという表現は、私どももよく耳にしますが、と呼ばれているという表現だけで、実際にどこかの学者、もしくは、ど

なたかが、議会の憲法と呼んでいる言葉を聞いたことがありません。議会の憲法と呼ばれているということによって、あたかも、前に向かなければならないというふうな、これを採用しなければならぬというふうな意味合いを非常に感じるわけです。村石委員も、紹介議員として参加されているわけですが、議会の憲法と実際に呼ばれているかどうかということについては、調査済みでしょうか。

村石委員

実は、大津市議会だよりを見てみました。その中では、実質的な最高規範となる条例としました、という記載があります。実質的な最高規範ということは、やはり、議会の憲法という呼び方ができるというぐあいに解釈しています。

江西委員

私どもは、富山市の最高議決議事機関であります。こういった言葉については、やはりしっかりと、確証を持った言葉を使わなければならないのではとっております。議会の憲法といいますと、憲法8章の第93条に、地方公共団体の議事機関として、議会を指定しますということが記載されております。議会の憲法という言葉で調べると、そちらしかヒットしませんので、その

点についても、やはり言葉の整合性というものを紹介議員として、請願人に改めて意を確認していただければと思っております。今の憲法第93条の中では、市民が一地方公共団体に属する、自治体の市民が、直接これを選挙するとあり、選挙によって議会のメンバーが選ばれております。「どんなメンバーの議会になろうとも、議会改革を後退させない」とは、まさに選挙が終わったばかりであります。市民の直接選挙によって選ばれた議員そのものを否定しかねない表現ではないかと認識をいたします。こういったことについて、村石委員は何かお話をされたものでしょうか。

村石委員 特にその部分について、意見交換をしたというようなことはありません。それは、いろいろな解釈がありますので、それぞれが解釈をすればいいと思います。

江西委員 その次の表現で、「富山市と同じ中核市では48市中31市が制定済みです」とありますが、これはあたかも遅いのだから早くしなければならぬという表現で、請願人の方は表しているのだと思います。ただ、私どもも大人になっていく中で、友達がゲームを持っているから私も欲しい—私たち

は親に、友達が欲しいと言えば、みんな欲しいのかと言われ、もしくは、私たちが親になったときに子どもにも同様のセリフを言ったものであります。先ほどより繰り返しておりますが、私どもも富山市の最高議事機関として運営をしている中で、この大切なことを一本来、この順番が関係あるのかどうかということについては、何かお話をされたものでしょうか。

村石委員

請願者とは、特にこのことについて話していません。ただ、あくまで、参考の数ということで出してあります。一般質問でも、どういう質問がいいか悪いかという中には、他市と比較をしてどうかということや、あるいは、先進的な都市を例にしてはどうかということとは当たり前なことなので、そういう意味で数字が出てあるというぐあいに御理解を願いたいと思います。

江西委員

私も、どういう思いで聞いているのかと言いますと、請願人の方が頑張って、39人もの方を集めて請願をされているわけですので、紹介議員には、議員として持ついろいろな、多くの知識があると思うものですから、そういったものをお話しされているのかということで、確認をさせていただい

た次第です。続いて、請願の内容のロードマップの作成につきましては、議会改革検討調査会の中で、村石委員より、このことを採用したいという旨の発言がされております。議会改革検討調査会で、既に御自身が発言をされた内容であるということについては、請願人にお話をされたものでしょうか。

村石委員

私の記憶によると、この請願を持って来られたときに、私が議会改革検討調査会において、いわゆる行程表—もっと具体的に言いますと、2年間かけて議会基本条例を制定し、そのあと実践をし、最後は実践したあとの総括を踏まえて、新たに変えたもので4年目に行動をする。そういうことをして、市民に議会が変わったということを受けとめてもらいたいという発言を、はっきりと覚えています。

江西委員

当然、御自身の御発言ですから、発言の内容を忘れておられるということはないと思います。ただ、このことを議論する会議で、御自身が既に上程済みであると、この意見は既に提案してある内容だということをお伝えしたのかどうかということをお聞きしたかったわけです。

村石委員 請願人に、私はこういうことを言っていますという事は、伝えてあります。

江西委員 続いて、「長期目標（４年以内）」という分類に入っていた」ということについては、7月19日に配付された資料をもってお話しされているというふうに認識いたしております。これは7月19日に配って、その後の議論で、議会改革検討調査会として、この議会基本条例の制定を否定も肯定もせず、勉強をしていこうという話に切りかわったはずであります。ですので、長期目標という一先ほど、高田委員からも話がありましたが、その趣旨とは違う視点からの話になりますけれども、分類の表が配付されましたが、その考えというのは1回目で訂正をされて、2回目以降、しっかりと議論をしていくという内容になったわけです。そのことについては、お話をされているものでしょうか。

村石委員 話はしていません。ただ、江西委員がおっしゃった内容は正しいと思います。あのときには一座長もいらっしゃいますけれども、なかなか具体的に動き出すような雰囲気になかったので、これではだめなので、もっと議論を進めていこうということを、私自

身が発言いたしました。そういうことも受けて、座長が、話し合っていこうということでまとめられたことは、そのとおり事実です。

江西委員

続いて、最後の「議院内閣制と異なり」という二元代表制についての表現があるわけですが、それにあわせて、議会報告会を行いたいと、このことについても、議会改革検討調査会の中で、もともと個別の事案として提出もされておりますし、議会基本条例の中身であるということで、これから審議をしていこうという内容になっておりますが、このことについて、請願人にお伝えはされておりますでしょうか。

村石委員

請願人には、そういう内容であるということとは、伝えていません。ただし、江西委員がおっしゃっていることは、そのとおり事実だと思います。

江西委員

私どもも、議会改革については全力で推進すべきであるというふうな立場をとっております。今回の議会改革検討調査会は、14名のメンバーを擁して、全会派から参加して、議会改革に取り組むことを、そこで決めていこうということで、心を一つにし

ながら、ちょうど進み出したところである
と思っております。私は副座長をしておりますが、座長の意向もあり、私も発言は控えまして、各委員の思いを、座長が本当に深く深く、大変長い時間—それぞれがどのようなお考えをお持ちかということで、丁寧に進めていると思っております。ところが、今、幾つも話をされた中に、そのほとんど—今回、初めて請願人の方が訴えられた内容があるのであればわかるのですけれども、ほとんどが議会改革検討調査会の中で、それぞれの委員が、それぞれに提出された内容を含んだものとなっております。請願人の方が、一生懸命にこの文書をつくってこられたのですけれども、議会改革検討調査会で、その全てが議論の対象となっております。残念ながら、議会改革検討調査会のメンバーの4名が、この請願に対する紹介議員となっております。この中で、村石委員は、両方の委員を兼ねておられるわけですけれども、では、議会改革検討調査会の存在の意義については、どのようにお考えでしょうか。

村石委員

議会改革検討調査会は、議員みずからが、今までの議会から、新たな開かれた議会、あるいは、二元代表制としての政策提言が

できる、そういう議会に、みんなで変わっていかうということ、統一した考えのもとに、具体的に今後どうということをしていくかということ、議論しているということ、それはあくまで議員みずからが、議会みずからが考えて、検討している組織一会議であるというぐあいに認識しています。

江西委員

ですので、また同じことを繰り返しますけれども、請願人の方が、それぞれの、今、村石委員も含めて、委員から出ていない内容について、請願されているということであれば、私も何もお話しする内容ではないと思っております。ただ、それぞれが、議会改革検討調査会の中で、既に議論されている内容だということ、村石委員がどのようにお考えかということについて、お聞きした次第です。私はこれで結構です。内容はわかりました。

佐藤委員

今ほど、江西委員からもお話がありましたけれども、私ども公明党会派といたしましても、議会改革の推進について速やかに進めようという趣旨については、この議会基本条例—これも、私どもは今ほどの議会改革検討調査会にも出しておりますし、議会報告会等の提案もさせていただいておりま

す。そういう意味で、趣旨については理解しているわけですが、一何度も確認しますが、今、全ての会派から代表が出て一村石委員もおっしゃったとおり、議会として、そのあり方を含めて、議会改革検討調査会で本当に時間をかけて丁寧な審議をしようということで歩み出しております。私ももちろん、そのメンバーに入っておりますが、この請願の内容・文言については、今ほどおっしゃっていただきましたので、とやかく言うつもりは毛頭ございませんけれども、その趣旨を十分に理解した上でも、今ここで、この請願が出されることについては、どうもしっくりこないというのが本心でございます。しっかりとやっているということをお理解いただきたいと思いますので、大変恐縮なのですが、この請願そのものについて、今、付託を受けた議会運営委員会として、これをどう諮るのかということになりますと、残念ながら一本来であれば、取り扱わないということもあるという思いもあるくらい、違和感がちょっと拭えません。趣旨はわかるのですが、公明党としましては、今回、この時点でのこの請願については、大変恐縮ですが、不採択ということにしたいと思っております。

村石委員

意見を言う前に、一つだけ。お二人の御意見を聞いての感想ですけれども、おっしゃっておられるのは、請願の内容と議会改革検討調査会で検討している内容が、私に言わせるとほぼ同じことで、自分たちは自分たちで努力をしているのが現状だということとはわかるのです。それを、どう読み取るのかということなのですよ。もちろん、お二人が言われたように、議会改革検討調査会で議論しているということは、全くそのとおりです。それは、議会改革検討調査会でやっていることが、市民とともに、市民と同じ目線、市民と同じ考えで進めている、進行しているというぐあいに考えれば、この請願に賛成すべきではないかと考えます。違っているのであれば不採択や、反対ということになると思うのですけれども、進む方向と請願が言っていることが一緒であれば、私は賛成するほうが、整合性があると思います。あと2点だけ意見を言います。1番のロードマップの作成ですけれども、今すぐに何かをなさいということではなくて、いつ頃までにどういうことをしていくのかということ、検討してくださいということが請願者の趣旨なのです。ここで今、いつまでにつくりますということを決めるのではないということです。ですから、

そういう思いを一そういう思いというのは、皆さんも同じだと思うので、それをもうちょっとはっきりとしたものにしてほしいということが、請願者の趣旨だと思います。2つ目の議会報告・意見交換会の早期の開催—これは、確かに議員個人が市政報告会をやったり、あるいは会派で市政報告会をしていると思います。議会として市政報告会をやるということの一番の違いは、やはり議会として、例えば4つの常任委員会があれば、各常任委員会から2人ずつ出て、8人で、その地域でそれぞれの常任委員会がどういう活動をして、どういうことをやっているかということ、開かれた議会として話をする。そして話をした後、いろいろな意見交換をする。そのことが求められていると思います。市長がよく言うのですよ。フェイス・トゥ・フェイス—顔と顔を向き合わせていろいろな議論をしていこうということは、行政でもやっていることですよね。それを議会としてもやる。行政はこのほかに何ページもある広報もやっていますよね。議会だよりは主に質疑応答です。もっと、議会はこういう活動をしていて、こういうことを議論していて、ぜひ、こういう意見が欲しいということをやっていくために、議会として報告会を開いてい

くことが求められている。これも、すぐにきょう決めなさいと言っているわけではないのですよ。それをやりますか、やりませんかということを、きょうここで決めるのではなくて、そういうことをするために、ぜひ早期に実施できるように検討をさせていただけないですかということが請願者の趣旨なので、意見としてこの2点をお話ししておきたいと思います。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

次に、念のため確認いたしますが、本請願を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、引き続き、審査を続けます。

これより、平成29年分請願第12号の討論に入ります。

討論はありませんか。

村石委員

ただ今、議題となっております、平成29年分請願第12号に対する社会民主党議員会の賛成討論を行います。議会基本条例制定に向けたロードマップの作成については、

富山市議会が政務活動費不正問題の発生を真摯に反省し、議会として再生、市民に開かれた議会、二元代表制としての政策提言する決意を明確に示すために、早期に行うことが必要です。県内議会一県議会も含めて16議会の議会基本条例の制定状況は、制定済みが、小矢部市、高岡市、南砺市、黒部市、滑川市の5つであり、制定を検討している議会は、県議会、射水市、砺波市、舟橋村の4つとなっています。富山市が議会基本条例の制定に向けて、ロードマップを作成できない理由が私としては見当たりません。議会運営委員会の視察は11月上旬に、早稲田大学マニフェスト研究所の2016年度議会改革度調査ランキングの総合順位34位の広島県呉市一情報共有で64位、住民参加で109位、機能強化で15位一を訪問することとなっていることから、議会運営委員会一委員には、議会改革検討調査会の座長と副座長が在籍されておられます。議会改革に具体的に動き出しているではありませんか。市議会が、二元代表制の権能を発揮していくためには、議会活動を市民に説明するとともに、市民の負託に応えるためにも、市民の意見を聞くことができる市政報告会の開催が必要です。以上のことから、議会改革の推進に関する

請願に賛成いたします。

委員長 ほかに討論はありませんか。

江西委員 自民党会派といたしまして、この議会改革の推進に関する請願に対する反対討論をさせていただきます。今し方、私が村石委員と確認をさせていただきましたとおり、この案件については、議会改革検討調査会において、慎重に議論をされているテーマとなっております。今回の請願の内容も、全てが、その中に含まれております。よって、本案件に関しては、本来、議会運営委員会で議論をすることすら問題があるというふうに、私は認識いたします。議会改革検討調査会でしっかりと議論いたしますので、この請願に関しては反対であるということの討論をさせていただきます。

委員長 それでは、平成29年分請願第12号についておはかりいたします。

本請願は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手少数であります。

よって、平成29年分請願第12号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。

次に、協議事項2番目の各会派で御検討いただくことになっておりました、意見書・決議についてであります。

各会派で御検討いただきました結果を、順次、お聞かせください。

まず、1番目の「北朝鮮の弾道ミサイル発射および核実験に対し断固たる措置を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

これは提案者が自民党でありますので、公明党さんからお願いします。

佐藤委員

趣旨については賛同するのですけれども、中段にある一意見書を出された時期が微妙でしたので、9月12日云々という書き出しから、ミサイル発射などの挑発行為も懸念されるとありますが、現実として9月15日の早朝に既にミサイルが発射されたということになっておりますので文言調整を。あと、非常に恐縮なのですが、くだり2行につきましては、私どもの会派としても、いろいろと議論をさせてもらったのですが、ミサイル防衛という表記一多分、パトリオ

ットなど、いろいろなことを指しているのだと思いますけれども、さらなる充実という、この辺の表記に多少、文言調整が—もしかしたら、市民の方に誤解を招くような表記ではないかということが危惧されますので、決議等も出されておりますけれども、できればこういった内容の意見書をしっかりとつくって議決をしたいと思いますので、文言調整をいただければと思います。趣旨には賛成です。

村石委員

趣旨には賛成です。ただし、今ほど公明党さんからもありましたように、下から2行目のミサイル防衛システムというのは、切りのない話になってしまうので、どれだけの防衛費を使っても、なかなか精度が高いものはできないということも言われておりますので、私たちとしては、この2行について削除をしていただければ、賛成したいと思います。

高田委員

自民党としても、2会派の御意見をお聞きし、また、他会派とも、ぜひとも合意して出していきたいと思っておりますので、この文言について、ぜひ調整をさせていただきたいと思いますので、御理解をいただければと思います。

委員長 調整したあとの意見書はどうされるのですか。

高田委員 逆に事務局に聞きたいのですが、訂正したものはいつまでに出せばいいのですか。

議事調査課長 できれば、明日中にお願いします。

委員長 自民党さん、よろしいですね。

高田委員 はい。

委員長 1番目の意見書については、明日中に提出をするということで、よろしくをお願いします。

次に、2番目の「道路整備予算の総額確保と道路財特法による補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書」について、御意見をお聞かせください。

これも自民党さんが提出者ですので、公明党さんから。

佐藤委員 賛成です。

村石委員 賛成です。

委員長 全会一致でありますので、議運として議員

提出議案とすることに決定いたしました。
次に、3番目の「参議院選挙における合区
の解消を求める意見書」について、御意見
をお聞かせください。

佐藤委員

これにつきましては、中段より下になりますけれども、一票の格差、各県で集約された民意が参議院を通じて国政に届けられなくなり、という文言が気になります。相対的に合区については、選挙制度のあり方については十分、国会等で国民の意見もしっかりと精査をしながら、より良い制度にしていっていただきたいという思いがありますが、この意見書に限って言えば、合区についてのみ否定するような意見書については賛成できません。したがって、反対とさせていただきます。

村石委員

この合区解消だけでは、逆に今度はまた、一票の格差が拡大することになるので、社民党としては反対です。

委員長

全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、4番目の「森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切

な管理の推進を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

提出者が公明党さんですので、自民党さんからお願いします。

高田委員

森林環境税と言いますか、今、富山県では水と緑の森づくり税という形で500円を集めていて、その使われ方をまだまだこれから、もっともっと検討していかないといけない中で、環境税というものを取り入れることは、時期尚早ではないかということも含め、我が市の農業を見ていく中で、森林管理のスキームを検討していくという段にも至っていないということもあって、調査・研究です。

村石委員

賛成です。ただし、今言われたように、県が500円を課税しているので、国の税金とした場合には調整が必要だと思います。そういう調整をするというようなことが、1のところに文面としてありますので、社民党としては賛成です。

委員長

全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、5番目の「小中学校におけるプログ

ラミング必修化に対して支援を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 これは大切なことだと思っておりますし、大筋で賛成であります。文言で、記の3番の「民間の人材を積極的に活用したり、小規模な自治体などにおいて適正な」というところの「小規模な自治体などにおいて」という文言がちょっと気にかかるところでありまして、修正をしてもらえれば、賛成という形にしたいと思えます。

佐藤委員 訂正をさせていただきたいと思えます。

高田委員 そうであれば、賛成です。

村石委員 社民党は、調査・研究です。このプログラミングの必修化に向けては、多角的な検討が必要だと思えます。これだけ学ぶことが多い中で、子どもたちが、そういうことを学べる時間が本当にあるのか、また、教える先生—民間の人材も活用するということなのですけれども、教える側としても体制が整うのか、あるいは、財政的にどうなるのかという多角的な検討が必要なので、調査・研究といたしました。

委員長 そうしましたら、公明党さんで修正をされますか。

佐藤委員 今の文言については、私もひっかかりますので、改めて、指摘を認めたいと思います。

委員長 次に、6番目の「いわゆる「共謀罪」を新設する「改正組織犯罪処罰法」の即時廃止を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。
提出者は社民党さんですので、自民党さんから。

高田委員 自民党としては賛成できません。

佐藤委員 反対です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、7番目の「慎重な憲法論議を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 党とすれば、しっかりと憲法改正を進めていきたいという立場でありますので、賛成できません。

佐藤委員 趣旨としてはよくわかりますので、調査・研究ということにします。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、8番目の「核兵器禁止条約への参加を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 自民党とすれば賛成できません。

佐藤委員 反対です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、9番目の「北朝鮮の核実験・弾道ミサイル発射に強く抗議する決議」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 これは共産党さんと、先ほどの意見書で、調整をさせていただければありがたいなと思っております。

委員長 文言の調整ですね。

佐藤委員 私も、できれば決議ではなく意見書でまとめ上げていただければ、よりいいかと思っております。これについては、文言的に気になるところが幾つかありますので一どう言ったらいいでしょうか。

委員長 調整をして、明日までに事務局に出すということ。

村石委員 決議には賛成します。ただ、一方で決議があって、一方で意見書があって、同じようなことを言っているよりも、2本を1本にして、全会一致として議会運営委員会としての議員提案にしていいただきたいというぐあいに思います。

高田委員 できれば意見書で行きたいと思います。

委員長 調整ということをお願いします。
全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱いませんが、調整した意見書を明日までに提出するということをお願いします。
次に、10番目の「全国森林環境税の創設に関する意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 先ほどと同じで、調査・研究です。

佐藤委員 賛成です。

村石委員 賛成です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、11番目の「消費税増税中止を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田委員 進めるべきであるということで、反対であります。

佐藤委員 同じく反対です。

村石委員 賛成です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、12番目の「米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

- 高田委員 反対であります。
- 佐藤委員 私どもも、今、収入保険制度を導入したところですので、コメの制度についての意見書には反対です。
- 村石委員 賛成です。やはり、コメの生産者の生業を保障するためにも、コメは作ったけれども赤字になったということにしてはいけないということで、賛成であります。
- 委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
それでは、ここまでの協議内容について、事務局から確認させます。
- 議事調査課長 それでは、ただいまの協議内容について確認をいたします。まず、本日はっきりと全会一致となりましたものは、2番でございます。全会一致とならなかったものは、3番から12番まででございます。1番につきましては、この後、文言の調整をされるということで、明日、確認をさせていただきたいと思います。次に、提案者でございますが、本日、全会一致となったものにつきましては、議会運営委員会の委員の皆さ

んの中から議席番号順に提案いただいておりますので、2番目の「道路整備予算の総額確保と道路財特法による補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書」につきまして、議員提出議案第15号で横野委員に提案をお願いしたいと思っております。確認は以上でございます。

委員長

ただいまの説明のとおりで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。
以上で、本日の協議事項は終了いたしました。
これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

平成 29 年 9 月 定例会

(平成 29 年 9 月 20 日)

議会運営委員会記録署名

委員長 金 厚 有 豊

署名委員 成 田 光 雄

署名委員 横 野 昭